

三股町赤十字奉仕団 規約

(名 称)

第1条 本団は三股町赤十字奉仕団（以下奉仕団）という。

(目 的)

第2条 奉仕団は赤十字の博愛・人道の精神に基づき、社会奉仕を通して赤十字の理想実現を図るとともに、団員相互の友好を推進する。

(事務所)

第3条 奉仕団の事務局は、委員長宅におく。

(事業及び奉仕活動)

第4条 奉仕団は前条の目的を達成するため次の事業及び奉仕活動を行う。

1. 非常災害時における災害救護、防災活動
2. 社会福祉施設及び援護を要する方への奉仕活動
3. その他奉仕団の目的を達成するための必要な事業及び活動

(団員の資格)

第5条 団員は、三股町内に居住し奉仕団の目的に賛同するものとする。

(入 団)

第6条 奉仕団に入団する時は、その旨を委員長に連絡し承認を得ることとする。

(退 団)

第7条 奉仕団員が退団する時は、その旨を委員長に連絡し承認を得ることとする。

(役 員)

第8条 奉仕団に次の役員をおく。

委員長1名、副委員長1名、会計1名、監査2名を役員とし、役員は全団員の中から総会で推薦により選出する。

(役員の仕事)

第9条 役員の仕事は次のとおりとする。

1. 委員長は奉仕団を代表する。
2. 副委員長は委員長を補佐し、委員長不在の時はその仕事を代行する。
3. 会計は奉仕団の仕事を総括し、奉仕団の会計を担当する。
4. 監査は会計を監査する。

(役員の仕事)

第10条 役員の仕事は2年とし、再任を妨げない。但し、欠員を生じた時はその都度補選し任期は残された期間とする。

(役員会)

第11条 奉仕団の役員で役員会を構成し、奉仕団の運営について協議する。緊急を要し総会を開催出来ない時は、役員会においてこれを審議し執行することができる。

(総 会)

第12条 総会は毎年3月におこなう。

また役員が必要と認めた時は、臨時総会を開くことができる。

(総会の付議事項)

第13条

1. 事業報告及び決算報告
2. 事業計画及び予算案
3. 会則の変更
4. 役員を選出
5. その他の案件

(会計年度)

第14条 奉仕団の会計は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(付 則)

第15条

本規約は、平成28年4月1日より実施する。